平成２９年（フ）第３５号
青森県八戸市城下４丁目10番６－１号、前住所青森県八戸市大字田面木字外久保12番地５メゾンサイトウ105号室
債務者　松浦　　遥（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
仙台市青葉区桜ケ丘３丁目28番７号　ラビィアーレ101
債務者　中島　直美
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７９号
仙台市宮城野区幸町３丁目８番11―504号
債務者　坂本　美恵
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
福島県相馬市赤木字一里壇126番地の４
債務者　佐藤　光枝
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第６号
福島県南相馬市原町区仲町３丁目２番地　仲町団地２号棟202号室
債務者　石井　智教
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第１号
茨城県水戸市石川１丁目4002番地２　サンルーム石川301号、住民票上の住所茨城県つくば市吾妻３丁目19番地１　パークヒル吾妻１棟203号
債務者　秋元　翔也
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１５号
茨城県水戸市住吉町107番地の４
債務者　川崎　民弥
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３５号
茨城県水戸市東台２丁目６番11号　コーポオレンジ102号
債務者　三木田　瞬
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４６号
茨城県猿島郡境町1875番地１、前住所茨城県猿島郡境町大字大歩313番地１　パープル201号
債務者　渡邉　和昌
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第６号
群馬県みどり市笠懸町西鹿田16番地７
債務者　大木　清美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２４２号
群馬県高崎市倉渕町三ノ倉4152番地２
債務者　清水　敏子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５０３号
埼玉県狭山市富士見１―15―37　エルアムール　201、住民票上の住所千葉県富津市青木３丁目20番地25　Ｋサンモールａ―101
債務者　原　みゆき
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５８号
埼玉県所沢市大字荒幡387番地の25
債務者　森澤　大樹
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８２号
埼玉県所沢市大字山口928番地の14
債務者　望月　奏恵
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６号
千葉県木更津市東太田４丁目21番９号
債務者　池田　敬子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第７号
千葉県木更津市本郷１丁目６番29号　101号
債務者　涌井　　春
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５１６号
川崎市宮前区菅生２丁目５番25―104号　エクセル宮前平
債務者　鈴木　健二
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係